

志摩市企業進出助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市における企業の進出を促進し、産業の振興及び雇用の促進を図り、地域経済を活性化させるため、市内にオフィス等を開設する者に対し予算の範囲内において志摩市企業進出助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス等 第4条に規定する対象事業に係る事務処理業務を行う事業所、研究施設又は生産施設をいう。
- (2) 事業者 前号に規定するオフィス等を市内に設置し、営利目的の事業を行おうとする法人をいう。
- (3) 常時雇用者 次の要件を全て満たす者をいう。
 - ア 事業者に直接雇用され、市内に新たに設置されるオフィス等で勤務する者であること。
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める一般被保険者及び高年齢被保険者であること。
 - ウ 第13条に規定する実績報告の日において、市に住所を有する者
- (4) 正規雇用者 常時雇用者のうち、次の要件を全て満たす者をいう。
 - ア 期間の定めのない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
- (5) 着手 助成金の交付対象となる用地又は建物等の売買又は賃貸借契約、リース契約等を締結することをいう。
- (6) 土地・建物取得費用助成金 オフィス等を開設するに当たり必要な用地又は建物を取得した費用に対する助成金をいう。
- (7) 施設改修費用助成金 当該事業に係るオフィス等を開設する際に係

る内外装工事、通信回線工事及び備品購入にかかる工事費等に対する助成金をいう。

- (8) 施設運営費用助成金 オフィス等を運営するに当たり必要な用地及び建物の賃借料、備品リース料及び回線使用料等に対する助成金をいう。
- (9) 雇用促進助成金 オフィス等の開設にあたり、開設日の属する年度の実績報告の日において、配置している正規雇用者の人数に応じて支給する助成金をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 次条に規定する対象事業の経営を1年以上行っていること。
- (2) 市内にオフィス等を有しない者が、市内に新たにオフィス等を設置すること。この場合において、設置するオフィス等が本店又は支店であるときは、登記を行うこと。
- (3) 開設するオフィス等において、常時雇用者を3人以上配置し、このうち1人以上は正規雇用者を配置すること。
- (4) 市内における事業活動を事業開始の日から起算して3年以上継続して行うことに誓約すること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準)に規定する次に掲げる事業とする。

- (1) 「大分類B―漁業」のうち、水産養殖業（ただし、陸上養殖事業に限る）
- (2) 「大分類E―製造業」
- (3) 「大分類G―情報通信業」のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業
- (4) 「大分類L―学術研究、専門・技術サービス業」のうち、学術・開発研究機関及び機械設計業
- (5) 「大分類R―サービス業」のうち、コールセンター業
- (6) その他市長が特に必要があると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他市長が目的に合致しないと認める事業
(助成金の区分、交付対象経費等)

第5条 助成金の区分、対象経費、補助率及び限度額等は、別表のとおりとする。

2 助成金の交付を受けることができる期間は、交付決定を受けた日の属する年度から起算して3年を上限とする。

3 土地・建物取得費用助成金及び施設改修費用助成金の併用はできないものとする。

4 消費税及び地方消費税は、補助の対象としない。(ただし、免税事業者、簡易課税事業者、その他消費税法(昭和63年法律第108号)における納税義務者でない者を除く。)

5 助成金の額は、対象経費の合計額に別表に掲げる補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(事業計画書)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、当該オフィス等の開設に係る着手までに、志摩市企業進出助成金エントリーシート(様式第1号。以下「エントリーシート」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 企業概要書(様式第2号)
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 定款又は規約の写し
- (5) オフィス等の位置図及び配置図
- (6) 企業、事業所等の案内書、概要書その他取扱商品又はサービス内容が確認できる書面
- (7) 直近の決算期における決算書、損益計算書及び貸借対照表
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税の完納証明書
- (9) その他市長が特に必要があると認める書類

2 市長は、前項のエントリーシートの提出があった場合において、その内容が第3条に規定する要件の全てに該当すると認めるときは、志摩市企業進出助成金エントリー承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 前条第1項の規定により事業計画書を提出した事業者(以下「計画事業者」という。)は、その提出後において当該事業計画書に記載した内容に大幅な変更が生じることとなったときは、速やかに事業計画書に市長が特に必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第8条 第6条第2項の規定により承認を受けた計画事業者は、志摩市企業進出助成金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の内容が確認できる書類（見積書、契約書等）
- (2) 開設するオフィス等のイメージ図
- (3) その他市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、施設運営費用助成金の2年度目及び3年度目の交付を受けようとする事業者は、志摩市企業進出助成金交付申請書(様式第4号)に前項第1号を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について、当該申請に係る事業計画書に基づき審査し、適当と認めた場合は、速やかに交付の決定を行い、志摩市企業進出助成金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(着手届)

第10条 計画事業者は、着手の日から起算して30日以内に、着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(操業開始届)

第11条 計画事業者は、操業の日から起算して30日以内に、操業開始届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第12条 第9条の規定による通知を受けた計画事業者(以下「交付対象事業者」という。)は、事業計画を変更(廃止及び中止を含む。)しようとするときは、遅滞なく志摩市企業進出助成金計画変更(中止・廃止)申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかにその変更の内容を交付対象事業者に、志摩市企業進出助成金変更交付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付対象事業者は、事業が完了したときは、助成金の交付の決定を

受けた日の属する年度の3月末日までに、志摩市企業進出助成金実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 操業した事業の内容が確認できる書類
- (2) 交付対象経費の支払を証する書類(売買契約書又は賃貸借契約書その他資産の取得等を証する書類の写し及び当該契約に係る代金についての領収書等その支払いを証する書類の写し又はこれに代わるもの)
- (3) オフィス等の位置図及び配置図
- (4) オフィス等の外観を示す写真
- (5) 常時雇用者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (6) 常時雇用者の雇用保険の加入が確認できる書類の写し
- (7) その他市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、施設運営費用助成金の2年度目及び3年度目における交付対象事業者は、助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月末日までに、実績報告書に前項第2号、第5号及び第6号を添えて市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて実地調査を行い、その報告の内容が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、志摩市企業進出助成金確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 交付対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、志摩市企業進出助成金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(操業の休止等の届出)

第16条 第11条の操業開始届出書の提出以後に、事業所等における操業の全

部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、速やかに操業休止・廃止届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第17条 合併、分割、相続、譲渡その他事由により、事業を引継ぎ、その地位を承継しようとする事業者は、承継申出書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて市長に申し出なければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類の写し
- (2) 企業概要書(様式第2号)
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 定款又は規約の写し
- (5) その他市長が特に必要があると認める書類

2 前項の規定により申し出た当該事業者は、助成金(既に交付した助成金を除く。)の交付を受けることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、交付対象事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の日から起算して3年に満たない期間中に、正当な理由なく当該オフィス等に移設し、又はその事業を著しく縮小し、休止し、若しくは廃止したとき。
- (2) 第3条各号の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することについて、適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、志摩市企業進出助成金交付取消通知書(様式第15号)により、速やかに交付対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合におい

て、当該取消しに係る部分について、既に助成金の全部又は一部を交付しているときは、志摩市企業進出助成金返還命令書(様式第16号)により、その返還を求めるものとする。

(報告及び調査)

第19条 市長は、特に必要があると認めるときは、操業の状況、雇用の状況その他事業の内容について報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分	対象経費	対象年度	補助率	限度額
土地・建物取得費用助成金	地代等不動産取得費用	開設初年度	1/2	500万円
施設改修費用助成金	①民間施設改修費用		1/2	500万円
	②公共施設改修費用		3/4	1,000万円
施設運営費用助成金	土地・建物賃借料、備品リース・回線使用料	開設日の属する年度から起算して3年度	1/2	1箇月当たり20万円 (上限240万円/年度)

雇用促進助成金	正規雇用者の人数（転入により配置された正規雇用者を含む）	開設初年度	—	1人当たり一律20万円（上限400万円）
---------	------------------------------	-------	---	----------------------

備考 土地・建物取得費用助成金、施設改修費用助成金及び施設運営費用助成金の対象とする用地、建物の面積等は市長が事業に必要と認める範囲に限る。